

有料老人ホームの定義（老人福祉法第29条第1項）

<従来>

- ①人数要件・・・高齢者を10人以上入居させていること
- ②サービス提供要件・・・食事の提供をしていること

<平成18年度以降>

- ①人数要件・・・廃止
- ②サービス提供要件・・・「食事の提供」、「介護の提供」、「洗濯、掃除等の家事」、「健康管理」のいずれかのサービスの提供をしていること

高齢者の人数にかかわらず、
「食事の提供」、「介護の提供」、「洗濯掃除等の家事」、「健康管理」の
いずれかのサービスの提供（※）をしている施設は、
都道府県知事に有料老人ホームとしての届出が必要
※委託による提供や将来のサービス提供を約する場合も含む

有料老人ホームの定義から除外される施設:

- ①老人福祉施設、②認知症高齢者グループホーム、③高齢者専用賃貸住宅のうち一定の要件（※）を満たすもの

（※）H18年厚労省告示第264号

- 一 住戸の面積が原則として25㎡以上であること
- 二 原則として各戸に台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えていること
- 三 前払いで家賃を徴収する場合には保全措置を講じていること
- 四 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること。

有料老人ホームに関する規制の内容

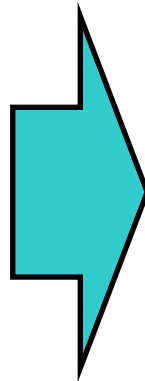
従 来

< 入居者保護 >

都道府県は調査権を持ち、入居者の処遇に問題があるとき等は改善命令等の措置
(社)全国有料老人ホーム協会による入居者基金制度(加入任意、倒産時に500万円を保証)

< 定義 >

常時10人以上
「食事の提供」を行っていること



18年度より

< 入居者保護の充実 >

帳簿の作成及び保存の義務化(老福法29条4項)
重要事項説明書の交付義務化(老福法29条5項)
一時金の算定基礎の明示(老福法29条6項)
倒産等の場合に備えた一時金保全措置の義務化(最大500万円)(老福法29条6項)
都道府県の立入検査権付与(老福法29条7項)
改善命令の際の情報公表(老福法29条10項)
契約締結日から概ね90日以内の契約解除の場合は、前払金を返還(指導指針)

< 定義の見直し > (老福法29条1項)

人数要件の廃止

提供サービス要件の見直し

食事の提供、介護の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを行う施設を対象